

令和 7 年

西条市議会第 4 回 9 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市

目 次

議案第 7 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・ ・ ・ ・ ・	1
議案第 7 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・ ・ ・ ・ ・	5
議案第 8 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・ ・ ・ ・ ・	9

議案第 7 8 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 住所

西条市古川乙

2 氏名

山 下 広 海

提案理由

西条市の区域に置かれる人権擁護委員のうち、任期が満了となる委員の後任として、新たな候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

関係法令

人権擁護委員法

（委員の定数）

第4条 （略）

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

3 （略）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

議案第 7 9 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 住所
西条市丹原町池田

2 氏名
安 藤 恭 代

提案理由

西条市の区域に置かれる人権擁護委員のうち、任期が満了となる委員の後任として、新たな候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

関係法令

人権擁護委員法

（委員の定数）

第4条 （略）

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

3 （略）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

議案第 8 0 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦することについて、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 住所

西条市丹原町田野上方

2 氏名

松 田 眞 理

提案理由

西条市の区域に置かれる人権擁護委員のうち、任期が満了となる委員の後任として、新たな候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

関係法令

人権擁護委員法

（委員の定数）

第4条 （略）

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務大臣が定める。

3 （略）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）